

建設工事、測量・建設コンサルタント等業務  
の入札参加資格登録をされている皆様へ

令和2年5月7日  
大 阪 府

## 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた建設工事及び 測量・建設コンサルタント等業務にかかる取扱いの延長について

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の取扱いについては、令和2年4月9日付け及び令和2年4月24日付け「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の取扱いについて」により国土交通省と同様の取扱いとすることをお知らせしたところです。

このたび、令和2年5月4日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言について、緊急事態措置を実施すべき期間が令和2年5月31日まで延長され、これについて、国土交通省から別添のとおり、令和2年5月4日付け「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応の延長について」の通知がありました。

これを受け、国土交通省と同様の取扱いとし、令和2年5月7日以降についても取扱いを継続することとしましたので、お知らせします。

なお、令和2年4月9日付け「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の取扱いについて」の「2（3）ヒアリング等の実施について」における「5月7日」の文言については、「6月1日」に読み替えて対応することとします。

担当：総務部契約局総務委託物品課  
企画・システムグループ  
内線 5375